

IV 会社概要

- 設立 平成10年（1998年）6月
- 資本金 172億21百万円
- 総資産 474億17百万円
- 本社所在地 東京都台東区寿2-1-13

1 株主・株式の状況

1 基本事項

- 定時株主総会開催時期 4月1日から4ヵ月以内
- 決算期 3月31日
- 公告の方法 官報に掲載
ただし、保険業法の規定により行う公告は、東京都内で発行する産業経済新聞に掲載。
決算公告については、当社のホームページ
(<http://www.axa-direct.co.jp/company/ir/index.html>)
において提供いたします。

2 大株主の状況

平成25年(2013年)6月30日 現在

氏名または名称	住所	所有株式数(株)	発行株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
アクサ ジャパン ホールディング株式会社	東京都港区白金1-17-3	344,430	100
計	-	344,430	100

3 資本金

年月日	発行済株式数(株)	資本金(百万円)	摘要
平成19年(2007年)3月29日	344,430	17,221.5	増資

4 最近の社債発行

該当事項はありません。

2 役員の状況

取締役及び監査役 平成25年(2013年)7月1日 現在

取締役

取締役会長(非常勤) 西浦 裕二

代表取締役社長 CEO 藤井 靖之

取締役 齋藤 貴之

取締役(非常勤) 松田 貴夫

取締役(非常勤) ニコラ・エブラン

取締役(非常勤) ジャン＝ルイ・ローラン・ジョシ

取締役(非常勤) ザビエ・ヴェイリー

監査役

常勤監査役 足立 正之

監査役(非常勤) ジル・フロマジョ

監査役(非常勤) アデリア・マルチネス・オラヤ

3 従業員の状況

平成25年(2013年)3月31日現在

従業員数 687名

平均年齢 36.3歳

平均勤続年数 4.8年

1 採用方針

当社の採用方針は、AXAグループのダイバーシティ・ポリシーに則り、人材の多様性が企業を活性化し継続的成長を実現させていくという信念と、人権尊重の精神に基づいております。採用にあたっては、職務に必要なスキルや経験、職務への適性やポテンシャル等を考慮しつつ、人物本位の選考を行っております。

2 研修制度とキャリアパス

当社は、開業以来、着実に成長を続けている非常に活気に満ちた社風で、創設期から従事している社員や意欲ある若手社員の中から多くの管理職が育っています。人材育成の方針は、AXAグループが表明する“Ambition AXA”に基づき、管理職のみならず、全ての社員がリーダーシップを発揮して主体的・建設的に行動できる「信頼と成果を重視する企業文化」の醸成が土台となっています。当社では、社員一人ひとりがAXAグループのビジョンおよび当社のビジネスモデルを深く理解し、ビジネスの発展に貢献するとともに、自身のキャリアを伸ばせるよう、充実した研修とキャリアパスのチャンスを提供しております。

研修制度は、階層・職務別の研修や社員共通の集合研修などを体系化しています。階層別研修では、新人層への主要な知識習得、若手層へのモチベーションアップ、中堅層へのコア人材としての意識向上、管理職へのマネジメントスキル習熟といったテーマがあります。また、当社のビジネスモデルに即した電話コミュニケーションやサービス向上に向けたスキル研修、

会社設立より蓄積してきたノウハウや醸成してきた自由闊達な企業風土を、次世代に継承して更なる発展につなげるため、新卒を含む若手・未経験者の採用に注力しております。また、CR(コーポレートレスポンシビリティ=企業の社会的責任)の観点から、障がい者採用にも積極的に取り組んでおります。

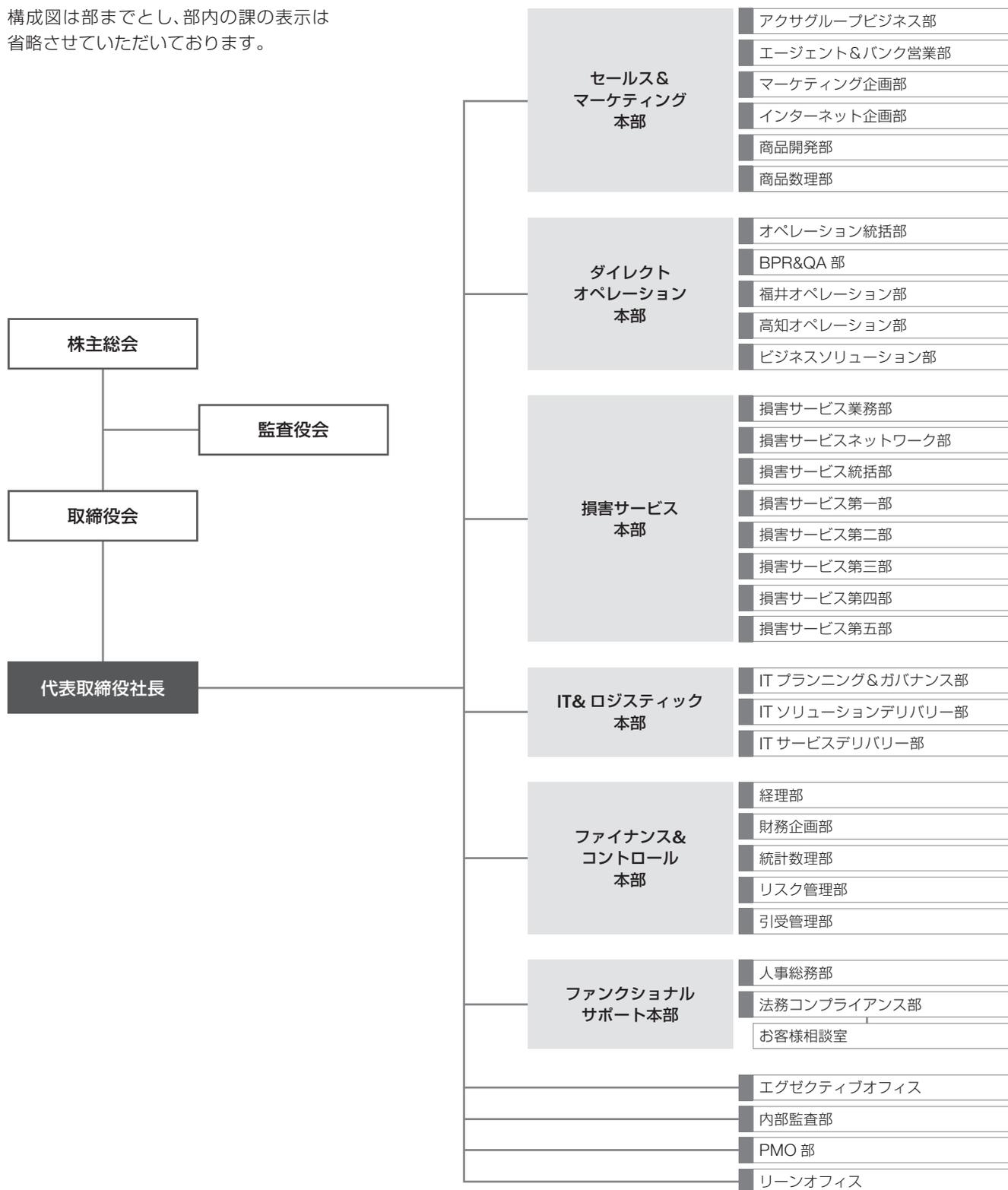
知識・経験豊富な従業員講師による商品勉強会、コンプライアンス(法令順守)のeラーニング等、職務におけるニーズや職場環境の変化、研修効果等に合わせ、様々なプログラムと実施形態を用意しております。次世代リーダーの育成では、AXA大学(AXAグループの海外研修施設)プログラム等を通して、グローバルな視点と実践的リーダーシップの会得を目指します。また、AXAグループの共通プログラムとして昨年スタートした“カルチャーチェンジ(従業員一人ひとりの意識改革)”研修により、持続可能な成果が実現される企業文化を目指します。

人事制度においては、「自己申告制度」と「社内公募制度」によって、従業員のキャリア開発をサポートするとともに、新しい評価システムの導入により、柔軟で生産性の高い会社組織の実現を図ります。

従業員からも「選ばれる企業」となるため、“Ambition AXA”の優先課題である人材採用と育成を経営の最重要テーマのひとつと位置づけ、常に改善を重ねております。

4 会社の組織 平成25年(2013年)7月1日現在

構成図は部までとし、部内の課の表示は省略させていただいております。



5 | 会社の沿革

アクサ損害保険は、AXAグループの100%出資により1998年に日本法人として設立されました。1999年4月に通信販売による「アクサダイレクト総合自動車保険」の商品認可を受け、同年7月より販売を本格的に開始しました。2004年12月、アクサ ジャパン ホールディングの100%子会社となり、ホールディング傘下において損害保険分野を担う会社として業務を展開しております。ヨーロッパにおけるダイレクト保険のリーディングカンパニーであるAXAの豊富な経験と技術を活かし、日本のお客さまのニーズに合った商品・サービスの提供に努めております。

沿革

1998年	6月	会社設立
	10月	損害保険事業免許取得
	11月	ユニオン・デ・ザシュランス・ド・パリ・イ・ア・エール・デ(U A P 保険会社)日本支店の保険業務を包括移転により継承
1999年	5月	有明にコンタクトセンターを開設
2002年	2月	ローヤル・エクスチェンジ・アッシュュアランス(R E A)日本支店の保険業務を包括移転により継承
2004年	2月	福井県にコンタクトセンターを開設
	12月	株式交換により親会社がアクサ・エス・アーからアクサ ジャパン ホールディング株式会社(持株会社)へ変更
2005年	6月	高知県にコンタクトセンターを開設
2007年	1月	横浜オフィスを開設
2010年	4月	大阪オフィスを開設
	5月	東京都台東区へ本社を移転
2011年	2月	福岡オフィスを開設
	9月	名古屋オフィスを開設
2012年	5月	仙台オフィスを開設
2012年	10月	高知県に事務センターを開設
2013年	3月	北海道にコンタクトセンターを開設

6 企業概要

アクサ ジャパン ホールディング株式会社

2000年3月7日、アクサ生命と日本団体生命(商号変更後:アクサグループライフ生命)が、株式移転方式で設立した日本初の保険持株会社。株式の98%をAXAが保有する(間接保有を含む)AXAのメンバーカンパニーです。子会社であるアクサ生命、アクサダイレクト生命、アクサ損害保険を連結する持株会社で子会社各社の経営管理・監督を行っています。

また資産運用などを行う他のAXAのメンバーカンパニーと連携して、日本のお客さまをサポートするフィナンシャル・プロテクション事業を展開しています。

本社:〒108-8020 東京都港区白金一丁目17番3号 NBFプラチナタワー 03-6737-7700 (代表)

設立:2000年3月

資本金:2,087億円

発行済株式数:7,852千株

事業内容:子会社の経営管理・監督

役員

取締役会長(社外取締役)	ジョージ・スタンスフィールド
取締役(社外取締役)	西浦 裕二
取締役(社外取締役)	八木 哲雄
取締役(社外取締役)	ピーター・スティガント
取締役 代表執行役社長兼CEO	ジャン＝ルイ・ローラン・ジョシ
取締役 執行役兼損害保険部門長	藤井 靖之
執行役兼チーフファイナンシャルオフィサー	住谷 貢
執行役兼チーフオペレーティングオフィサー	マーク・プロティエール

アクサ生命保険株式会社

アクサ生命は1994年に世界最大級の保険・資産運用グループAXAの日本法人として設立され、2000年に日本団体生命(商号変更後:アクサグループライフ生命)と経営統合、2005年に合併し、2009年のアクサ フィナンシャル生命との合併を経て、事業規模を大幅に拡大しました。現在は顧客セグメントに応じた5つの販売チャネル(アクサ CCI、アクサ FA、アクサ コーポレート、アクサ エージェント、アクサ 金融法人)に専門の教育を受けた社員を配置し、お客さまやビジネスパートナーのニーズに合わせたアドバイスと最適なソリューションをご提供しています。

本社:〒108-8020 東京都港区白金一丁目17番3号 NBFプラチナタワー 03-6737-7777 (代表)

設立:1994年7月

資本金:605億円

発行済株式数:210千株

事業内容:生命保険業

役員

取締役会長(社外取締役)	西浦 裕二
取締役(社外取締役)	八木 哲雄
取締役(社外取締役)	ピーター・スティガント
取締役 代表執行役社長兼CEO	ジャン＝ルイ・ローラン・ジョシ
取締役 代表執行役副社長兼チーフディストリビューションオフィサー	幸本 智彦
取締役 専務執行役兼チーフマーケティングオフィサー	松田 貴夫
取締役 執行役兼チーフオペレーティングオフィサー	マーク・プロティエール
取締役 執行役兼チーフファイナンシャルオフィサー	住谷 貢
執行役兼人事部門長	岩崎 敏信
執行役ジェネラル・カウンセラー兼法務・コンプライアンス部門長	松田 一隆
執行役兼監査部門長	種村 尚
執行役広報部門長兼危機管理・事業継続部門長	小笠原 隆裕

アクサダイレクト生命保険株式会社

アクサダイレクト生命は、2008年4月より営業を開始した日本初のインターネット専業生命保険会社です。アクサ ジャパン ホールディング、SBIホールディングス、ソフトバンクの出資により設立され、SBIアクサ生命としてスタートしました。2010年2月にSBIホールディングスの保有株をアクサ ジャパン ホールディングが取得し、同社の子会社となったことから、2010年5月ネクステリア生命に社名を変更いたしました。そして2013年5月14日、お客さまの利便性を「ダイレクトに」追求する生命保険会社として、アクサダイレクト生命へと生まれ変わりました。

本社:〒102-0083 東京都千代田区麹町三丁目3番地4 KDX麹町ビル8階 03-5210-1531 (代表)

設立:2006年10月13日

(アクサ ジャパン ホールディング株式会社、SBIホールディングス株式会社、ソフトバンク株式会社の合併会社としてSBI生保設立準備株式会社を資本金5億円(資本準備金含む)で設立)

資本金:77億円

発行済株式数:435千株

事業内容:生命保険業

役員

取締役会長(非常勤)	住谷 貢
代表取締役社長	斎藤 英明
取締役	高橋 佐智子
取締役(非常勤)	松田 貴夫
常勤監査役	阿部 典達
監査役(非常勤)	水村 崇
監査役(非常勤)	松田 一隆

アクサ損害保険株式会社(アクサダイレクト)

アクサ損害保険(アクサダイレクト)は、AXAグループの100%出資により1998年に設立された損害保険会社です。1999年4月には通信販売による「アクサダイレクト総合自動車保険」の商品認可を受け、同年7月より本格的に販売を開始しました。2004年12月、アクサ ジャパン ホールディングの100%子会社となり、アクサの日本における損害保険分野を担当する会社として業務を展開しています。ヨーロッパにおけるダイレクト保険のリーディングカンパニーであるAXAの豊富な経験と技術を活かし、日本のお客さまのニーズに合った商品・サービスをご提供しています。

本社:〒111- 8633 東京都台東区寿二丁目1番13号 偕楽ビル 03-4335-8570 (代表)

設立:1998年6月

資本金:172億円

発行済株式数:344千株

事業内容:損害保険業

役員

取締役会長(非常勤)	西浦 裕二
代表取締役社長 CEO	藤井 靖之
取締役	齋藤 貴之
取締役(非常勤)	松田 貴夫
取締役(非常勤)	ニコラ・エブラン
取締役(非常勤)	ジャン＝ルイ・ローラン・ジョシ
取締役(非常勤)	ザビエ・ヴェイリー
監査役	
常勤監査役	定立 正之
監査役(非常勤)	ジル・フロマジョ
監査役(非常勤)	アデリア・マルチネス・オラヤ

※役員は2013年7月1日現在

損害保険用語の解説(50音順)

か行

【価格変動準備金】

保険会社が保有する株式・債券等の価格変動による損失に備えることを目的として積み立てる準備金です。

【過失相殺】

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額を減額することをいいます。

【急激かつ偶然な外来の事故】

突発的に発生する予知されない出来事であり、傷害の原因が身体の外からの作用によるものをいいます。これらの条件を満たす事故として、交通事故、運動中の転倒、火災・爆発事故等があげられます。

【クーリングオフ】

保険契約の取消し請求権のことです。契約者がご契約を申し込まれた日またはクーリングオフの説明書を受領された日から、その日を含めて8日以内に保険会社に郵送にて通知すれば、保険契約の申込みの撤回または解除を行うことができます。ただし、契約によってはクーリングオフの対象外となるものもあります。

【経常利益】

正味収入保険料・利息及び配当金収入・有価証券売却益等の経常収益から、保険金・有価証券売却損・営業費及び一般管理費等の経常費用を控除したものであり、経常的に発生する取引から生じた損益を示しています。

【契約の解除】

契約の当事者の一方からの意思表示によって、契約が初めからなかったと同様の状態に戻すことをいいます。ただし、保険契約における解除の効力は、解除時点から将来に向かってのみ生ずることとなります。

【告知義務】

保険契約締結の際に、保険会社が告知を求めた事項（告知事項）について事実を正確に告げなくてはならない義務をいいます。

さ行

【再調達価額】

保険契約の目的と同等の物を新たに取得するのに必要な金額をいいます。

【再保険】

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部または全部を他の保険会社に転嫁することをいいます。

【時価額】

再調達価額から、使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

【事業費】

保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」、「諸手数料及び集金費」を総称しています。

【示談】

民事上の紛争を裁判によらず、当事者間の話し合いで解決することをいいます。

【支払備金】

決算日まで発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて、保険金支払いのために積み立てる準備金のことをいいます。

【重要事項説明書】

契約者が保険契約締結の際に合理的な判断をなすために必要とされる重要な事項を記載した書面です。

【純資産額】

「総資産額」から、責任準備金等の「負債額」を控除したものが「純資産額」であり、具体的には貸借対照表上の「純資産の部合計」を指します。これは損害保険会社の担保力を示しています。

【正味事業費率】

正味収入保険料に対する保険会社の保険事業上の経費の割合をいいます。具体的には、損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額を加えて、「正味収入保険料」で除した割合を指します。

【正味収入保険料】

契約者から直接受け取った保険料（元受正味保険料）に、再保険料を加減し、積立保険料を控除したもので、保険会社が自ら引き受けている部分の危険に相当する保険料のことです。

【正味損害率】

正味収入保険料に対する、支払った正味支払保険金と損害調査費用の合計額の割合をいいます。具体的には、損益計算書上の「正味支払保険金」に「損害調査費」を加えて、「正味収入保険料」で除した割合を指します。

【責任準備金】

将来生じうる保険金支払い等保険契約上の債務に対して、法律に基づき保険会社が積み立てる準備金の総称をいいます。普通責任準備金、異常危険準備金、危険準備金、払戻積立金、契約者配当準備金等があります。

【全損】

保険の目的が完全に滅失した場合や、修理、回収に要する費用が保険金額を超えるような場合のことをいいます。

【総資産額】

損害保険会社が保有する資産の総額であり、具体的には貸借対照表上の「資産の部合計」を指します。これは損害保険会社の保有する資産規模を示しています。

【その他有価証券評価差額金】

「金融商品に係る会計基準（いわゆる時価会計）」により、保有有価証券等については、売買目的、満期保有目的などの保有目的で区分し、時価評価等を行っています。その他有価証券は、売買目的、満期保有目的等に該当しない有価証券であり、この「その他有価証券」の時価評価後の金額と時価評価前の金額との差額（いわゆる評価損益）から法人税等相当額を控除したものを、その他有価証券評価差額金と称しています。財務諸表においては、貸借対照表上の純資産の部に「その他有価証券評価差額金」として計上しています。

【ソルベンシー・マージン比率】

巨大災害の発生や保有資産の大幅な価格下落等の「通常の予測を超える危険」に対する「資本金、準備金等保険会社が保有する支払余力」の割合をいいます。保険会社の経営の健全性を測る指標のひとつです。

【損害保険料率算出機構】

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された料率算出団体です。損害保険における公正で妥当な保険料率を算出する際の基礎とすることができる参考純率の算出や、自賠責保険の損害調査等を行っています。

【損害率】

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられています。通常は、正味保険金に損害調査費を加えて正味保険料で除した割合を指します。

損害保険用語の解説(50音順)

た行

【第三分野】

生命保険及び損害保険のどちらの固有分野にも属さない傷害・疾病・介護などの保険分野のことです。

【大数の法則】

個々に見れば偶然な事象でも、多数について見れば、そこに一定の確率が見られるという法則のことです。例えばサイコロを振って1の目が出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど6分の1に近づいていきます。火災、交通事故、傷害事故等もそれぞれ非常に多数の建物、車、人について考察すると一定の発生頻度が見られます。この法則は保険料率算出上の統計的基礎となっています。

【単体ソルベンシー・マージン比率】

単体ソルベンシー・マージン比率は、巨大災害の発生や保有資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険に対する資本金・準備金等の支払余力の割合をいいます。また、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標のひとつであり、通常200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

【超過保険・一部保険】

保険金額が保険価額を超えている保険契約を超過保険といい、保険金額が保険価額より少ない保険契約を一部保険といいます。

【重複保険】

同一の被保険利益について、保険期間の全部または一部が共通する複数の保険契約が存在する場合、広義の重複保険といい、また、複数の保険契約の保険金額の合計額が再調達価額または時価額を超過する場合を狭義の重複保険といいます。

【通知義務】

保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合に、保険会社に遅滞なく連絡しなければならない義務をいいます。

【当期純利益】

経常利益に固定資産処分損益や価格変動準備金繰入額等の特別損益・法人税及び住民税・法人税等調整額を加減したものであり、事業年度に発生したすべての取引によって生じた損益のことをいいます。

【特約】

普通保険約款の規定に追加、変更等を行う約款のことをいいます。

は行

【被保険者】

保険の補償を受ける人、または保険の対象となる人をいいます。

【被保険利益】

ある物に偶然な事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とある物との間にある利害関係を被保険利益といいます。損害保険契約は損害に対し保険金を支払うことを目的とすることから、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となります。

【分損】

保険の目的の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らない損害をいいます。

【保険価額】

被保険利益を金銭に評価した額であり、保険事故が発生した場合に被保険者が被る可能性のある損害の最高見積額のことで、

【保険期間】

保険会社が保険契約により補償の責任を負う期間のことです。

【保険業法】

保険事業の監督法規と保険事業を営む者の組織及びその行為に関する規定を含む法律です。保険事業が健全に運営されることにより、保険契約者等を保護するために制定されています。

【保険金】

保険事故により、損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことです。

【保険金額】

保険契約において設定する契約金額をいいます。保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額となります。

【保険契約者】

保険会社に対し保険契約の申込みをする人をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払い義務を負います。

【保険契約準備金】

保険契約に基づく保険金の支払いなどの責任を果たすために、保険会社が決算期末に積み立てる準備金で、支払準備金、責任準備金等があります。

【保険始期】

保険期間の初日の保険契約の補償が開始されることをいいます。

【保険事故】

保険契約において、保険会社はその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。

【保険の目的】

保険をつける対象のことをいいます。自動車保険での自動車、火災保険での建物・家財がこれにあたります。

【保険引当利益】

正味収入保険料等の保険引当収益から、保険金や損害調査費などの保険引当費用と、保険引当に係る営業費用及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものをいいます。なお、その他収支は自賠責等に係る法人税相当額です。

【保険法】

保険契約の基本ルールに関する法律です。契約者保護の観点より、様々な規定が整備されています。

【保険約款】

保険の内容を定めたものです。保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・排除する特約とがあります。

【保険料】

被保険者の被る危険を保険会社が負担するための対価として、保険契約者から領取する金銭のことです。

【保険料即収の原則】

保険契約時に保険料全額を領取しなければならないという原則をいいます。なお、保険料分割払特約など別に約定がある場合には、この原則は適用されません。

【保険料率】

保険料を算出する上で用いる割合で、単位保険金額当たりの保険料の金額で表されています。

ま行

【免責】

保険金がお支払いできないことをいいます。

保険会社は、保険事故が発生した場合、保険契約に基づいて保険金支払いの義務を負いますが、特定の事柄が生じたときは例外としてその義務を免れることとなっています。

【免責金額】

自己負担額のことをいいます。一定金額以下の損害について、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額です。免責金額を超える損害については、免責金額を控除した金額を支払う方式と損害額の全額を支払う方式とがあります。

【免責事由】

保険約款の「保険金を支払わない場合」に規定されている事由のことをいいます。

【免責条項】

保険金をお支払いできない場合について定めた条項のことをいいます。保険約款の条文中に「保険金を支払わない場合」の見出しがつけられています。

【元受保険】

再保険に対する用語で、ある保険契約について再保険契約がなされているとき、再保険契約に対してそのある保険契約を元受保険といいます。また、保険会社が個々の契約者と契約する保険のすべてを指す場合があります。

【元受正味保険料】

契約者から直接受け取った保険料であり、損害保険会社の売上規模を示す基本的な指標です。

アクサ損害保険の現状2013 (ディスクロージャー誌)

平成25年(2013年)7月発行

アクサ損害保険株式会社

〒111-8633 東京都台東区寿2-1-13
TEL (03) 4335-8570 FAX (03) 4335-8571
<http://www.axa-direct.co.jp>

本誌は保険業法第111条に基づいて作成したディスクロージャー資料です



www.axa-direct.co.jp



redefining / standards

〒111-8633 東京都台東区寿2-1-13

TEL 03-4335-8570(代表)

<http://www.axa-direct.co.jp>